

令和元年5月7日

各位

林業・木材製造業労働災害防止協会
岩手県支部長 日當 和孝

伐木等の業務従事者特別教育講習会の中止について

当支部の業務運営につきまして、平素より格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年4月16日に発生した、林災防某支部主催の「伐木等の業務従事者特別教育」実技講習での受講生の死亡事故に伴い、厚生労働省から、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防本部」という。）に対し、再発防止策を緊急に講じることや伐木を伴う特別教育をはじめとする安全衛生教育における実技教育について当分の間実施を見合わせる事など要請があり、それを受け、林災防本部から、「各都道府県支部においては当該特別教育（労働安全衛生規則第36条8号及び8号の2）を当分の間中止する」よう通知がありました。

当支部としてはその死亡事故の重大性を踏まえ、林災防本部からの通知に従い、当分の間当該特別教育（労働安全衛生規則第36条8号）を中止することとしましたので、ご了承のほど関係者へお知らせ願います。

中止とするのは、2019年度実施計画のうち、6月以降に開催予定の「伐木等の業務従事者特別教育」であり、再開が可能となった場合は、改めて開催案内文書を通知します。